

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

◇告 示 砂利採取法による聴聞 目次

告 示

鳥取県告示第百三十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、砂利の採取計画等に關する規則（昭和四十三年通商産業省令・建設省令第一号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十八年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞会の期日及び場所

昭和四十八年二月二十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁会議室（旧県会第三会議室）

二 聴聞当事者及び事案の内容

住所	氏名	事案の内容
鳥取市徳ろ 八七六	有限会社 栗山組 代表者 栗山虎蔵	昭和四十七年六月岩美郡福部村大字海士地内における砂利採取に係る砂利採取法第十二条の規定による処分
鳥取市富安 二一七の二	中山土建株式会社 代表者 中山牧蔵	昭和四十八年一月鳥取市浜坂地内及び岩美郡福部村大字湯山地内における砂利採取に係る砂利採取法第十二条の規定による処分